

1. 令和4年度活動報告

〔重点活動〕

① 自主防災活動の継続

○避難訓練の実施（9月4日）例年同様4カ所を実施

参加者130名（ウエノ公園34名、法正寺41名、浄妙寺35名、田鶴苑20名）

○小豆島集会場へのアルファ食品の備蓄

○妙見地区の消防ホース、保管箱の取替

○防災倉庫（法正寺様駐車場）へのレスキューシート、クリーントイレ、LEDランタン装備

② 小豆島自治会ホームページの維持・管理

主な活動等はホームページに掲載

③ 防犯灯のLED化（令和4年度で残り37灯を実施）全て完了

④ 防災無線デジタル化に伴う防災放送設備が完了

全国の防災無線デジタル化に伴い、市より独自スピーカー設備が設置されました。

〔主な活動〕

① 小豆島地区一斉清掃（4月24日実施）

② あいさつ運動の実施（6月～令和5年2月）

③ 有田川クリーン作戦の実施（7月3日）三役、総代参加

④ 秋祭り太鼓練習（青少年育成会）

⑤ 夜間パトロールの実施（7/23日～8/20日）三役、総代参加

⑥ 秋祭りの実施（10月16日）青少年育成会で子供太鼓

その他

- ・コミュニティ助成事業において小豆島地区の獅子舞（獅子頭）を購入
- ・民生委員・児童委員の一斉改選
- ・防犯灯の新設2灯（中御堂、新田）
- ・各地区において安全対策等の整備

2. 小豆島自治会 令和4年度 会計報告書

収入	予算	決算	支出	予算	決算
前年度繰越金	935,038	935,038	総会費	100,000	0
区費収入(全期)	2,700,000	2,538,602	集会費	10,000	9,569
貸駐車場代	0	0	事務費	65,000	33,654
集会場使用料	12,000	22,000	水道代	16,000	16,104
清掃協力金	290,000	290,000	ガス代	20,000	20,570
改良区補助金(清掃助成金)	29,000	29,000	電気代	660,000	606,237
ごみ減量化協力報奨金	70,000	68,810	清掃費	400,000	378,225
防犯灯電気料金補助金	150,000	139,853	集会場維持費	20,000	11,400
ウエノ公園清掃等業務委託金	0	0	防犯灯維持費	750,000	785,212
市有山林監視委託料	9,000	9,000	環境整備費	100,000	0
赤い羽根共同募金70周年記念助成事業	0	0	交際費	30,000	15,866
自治振興委託料	270,000	275,000	青少年育成費	100,000	100,000
その他収入(利息等)	1,000	599,906	各団体補助金	384,000	581,000
敷地料(NTT・関電)	0	0	役員費用弁償(会長他12名)	530,000	530,000
防災対策費補助金(道路整備含む)	70,000	254,340	各専門委員(4名)	65,000	65,000
防災対策協力金	0	0	文書配布担当(1名)	90,000	90,000
防災倉庫補助金(市)	0	0	鍵保管	0	0
定期解約	0	0	日赤社資	150,000	150,000
防犯灯LED交換補助金	370,000	370,000	中央地区連合自治会費分担金	60,000	60,000
			社会福祉協議会費分担金	80,000	80,000
			宮費	540,000	516,000
			避難訓練品物代(防災対策費)	110,000	136,569
			備品購入費	30,000	0
			赤い羽根共同募金	100,000	100,000
			災害道路整備費(防災対策費)	0	0
			定期貯金新規	0	0
			防災備品購入補修等(防災対策費)	10,000	113,400
			寄付金(立神社)	0	0
			ホームページ維持管理委託費	50,000	50,000
			放送設備借地管理	0	20,000
			雑費(獅子頭仮払い含)	40,000	594,760
			予備費	396,038	0
収入合計	4,906,038	5,531,549	翌年度繰越金		467,983
			支出合計	4,906,038	5,531,549

会計監査報告 令和 4年 5月 7日

会計帳簿及び関係書類等の監査の結果、相違ないことを認めます。

会計監査

梅本 敦夫

会計監査

江川 敏

3. 小豆島自治会規約の一部改正について

(改正理由)

小豆島自治会区費徴収規則を新規に定めたため。

(1) 現行

第7条 (入会)

4、この会に入会した者は入会後半年を経て区費の支払いの義務が発生する。尚、区費の額については役員会で決定する。

(2) 改正

第7条 (入会)

4、この会に入会した者は区費徴収規則において、区費の支払いの義務が発生する。

附則

(追加) この規約は令和5年4月1日から施行する。

4. 小豆島自治会区費徴収規則の設定について

小豆島自治会区費徴収規則

(1) 地区内の居住者の基礎徴収区費 (全期分)

- ① 標準世帯 5,000 円
- ② 同敷地内世帯 3,000 円 (子供が同じ敷地内で住居している)
- ③ 高齢単身世帯 2,800 円 (65歳以上の一人暮らしの世帯)
- ④ 母子世帯 2,800 円 (義務教育の子を養育する者)
- ⑤ 賃貸住宅 2,400 円 (マンション、アパート等、警察官舎含む)

上記以外の世帯等については、役員会において決定する。

但し、入会しない方については、地区内回覧、公報等の配布はしない。

(2) 区費の徴収時期について

徴収時期は、毎年6月中旬から7月上旬とする。但し、会員等の都合でこの限りではない。

(3) 区費の支払い義務の発生について

この会は、前年度まで入会した者に対して、区費の支払い義務が発生する。